3　登記官は、第一項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表者等住所非表示措置を講ずるものとする。

4　代表者等住所非表示措置が講じられている会社の登記の申請があつた場合において、代表者等住所非表示措置が講じられている代表者等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表者等の住所につき、引き続き代表者等住所非表示措置を講ずるものとする。

5　登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表者等住所非表示措置を終了させるものとする。

一　代表者等住所非表示措置が講じられた会社から代表者等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二　代表者等住所非表示措置が講じられた会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者がその住所地に居住していると認められないとき）又は上場会社であつた当該会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三　代表者等住所非表示措置が講じられた会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

6　代表者等住所非表示措置が講じられた会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表者等住所非表示措置を希望しない代表者等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該会社が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

7　登記官は、代表者等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当たつて必要があると認めるときは、会社の代表者等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

（帳簿等）

第三十四条　［略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　略］

七の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　第三十一条の二第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）並びに第三十一条の三第五項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）

［八～十一　略］

［4・5　略］

2　登記官は、前項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

3　代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社の登記の申請があつた場合において、代表取締役等住所非表示措置が講じられている代表取締役等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表取締役等の住所につき、引き続き代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

4　登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表取締役等住所非表示措置を終了させるものとする。

一　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社から代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき又は上場会社であつた当該株式会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該株式会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該株式会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

5　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表取締役等住所非表示措置を希望しない代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

6　登記官は、代表取締役等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当たつて必要があると認めるときは、株式会社の代表取締役等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

（帳簿等）

第三十四条　［同上］

2　［同上］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　同上］

七の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　第三十一条の二第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）並びに第三十一条の三第四項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）

［八～十一　同上］

［4・5　同上］